

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

#### 鳥取県教育委員会規則第4号

##### 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「追加表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等、追加表細目及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中の様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前				
<p style="text-align: center;"><b>鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則</b></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法第147号。以下「免許法」という。）第20条の規定に基づき、<u>教育職員の免許状の授与等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（普通免許状の授与の出願）</p> <p>第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類、<u>宣誓書（様式第2号）及び現に有する免許状の写し又は免許状授与（交付）証明書</u>を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</p> <table border="1"><tr><td>1 免許法第5条第1項又は第2項の規定</td><td>ア 略 イ <u>免許法第7条第1項に</u></td></tr></table>	1 免許法第5条第1項又は第2項の規定	ア 略 イ <u>免許法第7条第1項に</u>	<p style="text-align: center;"><b>教育職員の免許状に関する規則</b></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法第147号。以下「免許法」という。）第20条の規定に基づき、<u>教育職員の免許状</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（普通免許状の授与の出願）</p> <p>第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び<u>宣誓書（様式第2号）</u>を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</p> <table border="1"><tr><td>1 免許法第5条第1項の規定による普通</td><td>ア 略 イ <u>単位修得証明書</u></td></tr></table>	1 免許法第5条第1項の規定による普通	ア 略 イ <u>単位修得証明書</u>
1 免許法第5条第1項又は第2項の規定	ア 略 イ <u>免許法第7条第1項に</u>				
1 免許法第5条第1項の規定による普通	ア 略 イ <u>単位修得証明書</u>				

<p>による普通免許状</p>	<p>規定する学力に関する証明書（以下単に「学力に関する証明書」という。）  ウ及びエ 略  オ 当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下「平成19年改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者」という。）を除く。）にあっては、免許法第7条第4項に規定する証明書（以下「免許状更新講習（修了）（履修）証明書」という。）  カ 有効期間の満了により免許状が失効した者にあつては、失効した免許状</p>	<p>免許状</p>	<p>ウ及びエ 略</p>
<p>2 免許法第16条の2第1項の規定による普通免許状</p>	<p>ア 教員資格認定試験規程（昭和48年文部省令第17号）第8条第2項に規定する合格証明書（以下「教員資格認定試験合格証明書」という。）  イ 当該普通免許状に係る免許法第16条の2第1項に規定する教員資格認定試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した日の翌日から起算</p>	<p>2 免許法第16条の2第1項の規定による普通免許状</p>	<p>教員資格認定試験規程（昭和48年文部省令第17号）第8条第2項に規定する合格証明書（以下「教員資格認定試験合格証明書」という。）</p>

		<u>して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）にあっては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u>		
3 免許法第16条の3第2項の規定による普通免許状	ア及びイ 略 ウ <u>教員資格認定試験に合格した日又は免許法第16条の3第2項の文部科学省令で定める資格を有することとなった日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）にあっては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u>		3 免許法第16条の3第2項の規定による普通免許状	ア及びイ 略
4 免許法第16条の4第3項の規定による高等学校教諭の1種免許状	ア <u>教員資格認定試験合格証明書</u> イ <u>教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者にあっては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u>		4 免許法第16条の4第3項の規定による高等学校教諭の1種免許状	<u>教員資格認定試験合格証明書</u>
5 免許法第17条第1項の規定による特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担任する教員の普通免許状	ア及びイ 略 ウ <u>教員資格認定試験に合格した日又は免許法第17条第1項の文部科学省令で定める資格を有することとなった日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者にあっては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u>		5 免許法第17条の規定による特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担任する教員の普通免許状	ア及びイ 略
6 免許法附則第8項の規定による高等学校教諭の工業の教科についての1種免許状	ア <u>旧国立工業教員養成所</u>		6 免許法附則第8項の規定による高等学校教諭の工業の教科についての1種免許状	<u>国立工業教員養成所に3年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した旨の証明書</u>

	<p><u>の設置等に関する臨時措置法（昭和36年法律第87号）による国立工業教員養成所に3年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した旨の証明書</u></p> <p>イ <u>旧免許状所持者以外の者</u>にあっては、<u>免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u></p>
7 免許法附則第12項の規定による養護教諭の2種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての2種免許状	<p>ア <u>旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所（以下「国立養護教諭養成所」という。）を卒業した旨の証明書</u></p> <p>イ <u>旧免許状所持者以外の者</u>にあっては、<u>免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u></p>
略	

（特別免許状の授与の出願）

第3条 免許法第5条第3項の規定により特別免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、特別免許状教育職員検定合格書（様式第2号の2）の写し及び宣誓書、現に有する免許状の写し又は免許状授与（交付）証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。

（臨時免許状の授与の出願）

第4条 免許法第5条第6項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に宣誓書を添えて、勤務する学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

2 前項の規定は、免許法第17条第1項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者について準用する。この場合においては、第2条の表第5号ア及びイに掲げる書類を併せて添付しなければならない。

7 免許法附則第12項の規定による養護教諭の2種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての2種免許状	<u>国立養護教諭養成所を卒業した旨の証明書</u>
略	

（特別免許状の授与の出願）

第3条 免許法第5条第2項の規定により特別免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、特別免許状教育職員検定合格書（様式第2号の2）の写し及び宣誓書を添えて授与権者に提出しなければならない。

（臨時免許状の授与の出願）

第4条 免許法第5条第5項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に宣誓書を添えて、勤務する学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

2 前項の規定は、免許法第17条の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者について準用する。この場合においては、第2条の表第5号ア及びイに掲げる書類を併せて添付しなければならない。

い。

(新教育領域の追加の定めの出願)

第5条 免許法第5条の2第3項の規定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状新教育領域追加願(様式第1号の2)に、次に掲げる書類及び宣誓書を添えて授与権者に提出しなければならない。ただし、免許法第6条第1項の規定による教育職員検定(以下「教育職員検定」という。)に合格した者が新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、これらの書類を添付することを要しない。

- (1) 略
- (2) 学力に関する証明書

第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願(様式第3号)に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者(旧免許状所持者を除く。)にあつては、免許状更新講習(修了)(履修)証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。

1 免許法第6条第1項の規定による教育職員検定	ア~オ 略 カ <u>学力に関する証明書</u> (教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)附則第10項の規定による改正前の免許法別表第3備考第6号の規定の適用を受ける者を除く。) キ <u>免許法第7条第2項に規定する実務に関する証明書(以下単に「実務に関する証明書」という。)</u> ク 略 ケ <u>免許法第7条第2項に規定する人物に関する証明書(様式第7号。以下単に「人物に関する証明書」という。)</u> コ <u>免許法第7条第2項に</u>
-------------------------	--

(新教育領域の追加の定めの出願)

第5条 免許法第5条の2第3項の規定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状新教育領域追加願(様式第1号の2)に、次に掲げる書類及び宣誓書を添えて授与権者に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、これらの書類を添付することを要しない。

- (1) 略
- (2) 単位修得証明書

第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願(様式第3号)に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

1 免許法第6条第1項の規定による教育職員検定	ア~オ 略 カ <u>単位修得証明書(教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)附則第10項の規定による改正前の免許法別表第3備考第6号の規定の適用を受ける者を除く。)</u> キ <u>実務(技術)に関する証明書(様式第4号)</u> ク 略 ケ <u>人物等に関する調書(様式第7号)</u>
-------------------------	---

		規定する身体に関する証明書（様式第7号の2。以下単に「身体に関する証明書」という。）
2 免許法第6条第3項の規定による教育職員検定	ア 略 イ <u>学力に関する証明書</u> ウ <u>人物に関する証明書</u> エ <u>身体に関する証明書</u>	
3 免許法附則第9項の表第2欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第1欄に掲げる高等学校教諭の1種免許状に係る教育職員検定	ア 略 イ <u>学力に関する証明書</u> ウ <u>実務に関する証明書</u> エ 略 オ <u>人物に関する証明書</u> カ <u>身体に関する証明書</u>	
4 免許法附則第18項の表第2欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第1欄に掲げる栄養教諭の1種免許状又は2種免許状に係る教育職員検定	ア 略 イ <u>学力に関する証明書</u> ウ <u>実務に関する証明書</u> エ 略 オ <u>人物に関する証明書</u> カ <u>身体に関する証明書</u>	

（旧令による教員免許状を有する者に係る免許状の交付の出願）

第8条 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。）第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、教育職員免許状交付願（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

（1）及び（2） 略

（3） 中学校又は高等学校の免許状の交付を受けようとする者にあつては最終学校長の発行する学業成績証明書又は実務に関する証明書

（従前の規定による学校の卒業者等に係る教育職員検定の出願）

第9条 施行法第2条第1項の表の上欄各号に掲げる者で、免許法第6条第1項の規定による教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

（1）及び（2） 略

（3） 人物に関する証明書

2 免許法第6条第3項の規定による教育職員検定	ア 略 イ <u>単位修得証明書</u> ウ <u>人物等に関する調査書</u>	
3 免許法附則第9項の表第2欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第1欄に掲げる高等学校教諭の1種免許状に係る教育職員検定	ア 略 イ <u>単位修得証明書</u> ウ <u>実務（技術）に関する証明書</u> エ 略 オ <u>人物等に関する調査書</u>	
4 免許法附則第18項の表第2欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第1欄に掲げる栄養教諭の1種免許状又は2種免許状に係る教育職員検定	ア 略 イ <u>単位修得証明書</u> ウ <u>実務（技術）に関する証明書</u> エ 略 オ <u>人物等に関する調査書</u>	

（旧令による教員免許状を有する者に係る免許状の交付の出願）

第8条 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。）第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、教育職員免許状交付願（様式第8号）に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

（1）及び（2） 略

（3） 中学校又は高等学校の免許状の交付を受けようとする者にあつては最終学校長の発行する学業成績証明書又は実務（技術）に関する証明書

（従前の規定による学校の卒業者等に係る教育職員検定の出願）

第9条 施行法第2条第1項の表の上欄各号に掲げる者で、免許法第6条第1項の規定による教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

（1）及び（2） 略

（3） 人物等に関する調査書

(4) 身体に関する証明書

(特別免許状に係る教育職員検定の出願)

第10条 特別免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて、勤務しようとする学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 人物に関する証明書

(5) 身体に関する証明書

2 略

(臨時免許状に係る教育職員検定の出願)

第11条 臨時免許状に係る教育職員検定を受けようとする者（以下この条において「受検者」という。）は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添え、勤務する学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 人物に関する証明書

(4) 身体に関する証明書

2 受検者が免許法附則第7項の規定の適用を受ける者である場合は、前項第2号から第4号までに掲げる書類及び准看護師又は看護師の免許証の写しを添付しなければならない。

3 受検者が教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号。以下「昭和29年改正法」という。）附則第20項及び第21項の規定の適用を受ける者である場合は、第1項第2号から第4号までに掲げる書類及び実務に関する証明書を添付しなければならない。

4 受検者が免許法第5条の2第3項の規定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者である場合は、第1項第2号から第4号までに掲げる書類及び当該新教育領域の追加の定めを受けようとする特別支援学校の教員の免許状を添付しなければならない。

(特別免許状に係る教育職員検定の出願)

第10条 特別免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて、勤務しようとする学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

(1)～(3)略

(4) 人物等に関する調書

2 略

(臨時免許状に係る教育職員検定の出願)

第11条 臨時免許状に係る教育職員検定を受けようとする者（以下この条において「受検者」という。）は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添え、勤務する学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 人物等に関する調書

2 受検者が免許法附則第7項の規定の適用を受ける者である場合は、前項第2号及び第3号に掲げる書類並びに准看護師又は看護師の免許証の写しを添付しなければならない。

3 受検者が教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号。以下「昭和29年改正法」という。）附則第20項及び第21項の規定の適用を受ける者である場合は、第1項第2号及び第3号に掲げる書類並びに実務（技術）に関する証明書を添付しなければならない。

4 受検者が免許法第5条の2第3項の規定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者である場合は、第1項第2号及び第3号に掲げる書類並びに当該新教育領域の追加の定めを受けようとする特別支援学校の教員の免許状を添付しなければならない。

(原簿)

第25条 免許法第8条第1項による原簿は、教育職員免許状原簿（様式第21号）とする。

第25条 削除

(書類の保存)

第26条 授与権者は、次の表の左欄に掲げる書類を、それぞれ同表の右欄に定める期間保存するものとする。

1 免許法第8条第1項に規定する原簿	永久
2～5 略	略

(特別免許状及び臨時免許状の様式)

第27条 免許状第5条第3項の規定により授与する特別免許状は、(教育職員)特別免許状(様式第21号の2)とする。

2 免許法第5条第6項又は施行法第1条若しくは第2条の規定により授与し、又は交付する臨時免許状は、(教育職員)助教諭免許状(様式第22号)とする。

様式第1号(第2条 第4条関係)

教育職員免許状授与願	
鳥取県収入証 紙貼り付け欄	本籍都道府県名 現住所 (ふりがな) 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> 生年月日
私は、下記の教育職員免許状の授与を受けたいので、必要な書類を添えて願います。	
年 月 日	
鳥取県教育委員会 様	
記	
1 及び 2 略	
3 受けようとする免許状に係る所要資格を満たした日 _____ 年 月 日	

備考 略

(書類の保存)

第26条 授与権者は、次の表の左欄に掲げる書類を、それぞれ同表の右欄に定める期間保存するものとする。

1 教育職員免許状原簿	永久
2～5 略	略

(特別免許状及び臨時免許状の様式)

第27条 免許状第5条第2項の規定により授与する特別免許状は、(教育職員)特別免許状(様式第21号の2)とする。

2 免許法第5条第5項又は施行法第1条若しくは第2条の規定により授与し、又は交付する臨時免許状は(教育職員)助教諭免許状(様式第22号)とする。

様式第1号(第2条 第4条関係)

教育職員免許状授与願	
鳥取県収入証 紙貼り付け欄	本籍都道府県 現住所 (ふりがな) 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> 生年月日
私は、下記の教育職員免許状の授与を受けたいので、必要な書類を添えて願います。	
年 月 日	
鳥取県教育委員会 様	
記	
1 及び 2 略	

備考 略

様式第4号(第7条、第8条、第11条関係)

実務(技術)に関する証明書



現住所

氏名

年 月 日生

勤務期間	職名	勤務場所	担当学年	教科	職務内容
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					

在職年数計 年 月 (休職及び停職の期間を除く。)

実務(技術)の成績  
(実務(技術)に関する学校長(所属長)の意見)

頭書の者は、上記の勤務場所において実地経験を有し、その実務(技術)は \_\_\_\_\_であることを証明します。

年 月 日

学校長 氏 名 印  
(所属長)

実務証明責任者 印

備考

- 1 学校長(所属長)の証明は、現在勤務している学校等の長又は最終学校等の長が行うものとする。
- 2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にとっては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にとっては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にとっては当該私立学校を設置する学校法人の理事長が行い、鳥取県立の学校

様式第4号 削除

様式第6号

略

備考

- 1～5 略
- 6 学校長（所属長）の確認は、現在勤務している学校等の長又は最終学校等の長が行うものとする。

様式第7号（第7条、第9条 第11条関係）

人物に関する証明書

氏名  
年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。  
年 月 日

学校長（所属長） 印

実務証明責任者 印

記

評価	指導力	責任感	判断力	誠実さ	協調性
所見					

- 備考 1 評価の欄は、優れている場合はA、普通である場合はB、劣っている場合はCと記入すること。
- 2 学校長（所属長）の証明は、現在勤務している学校等の長又は最終学校等の長が行うものとする。
- 3 実務証明責任者の証明は、市町村立の学

に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。

- 3 実務（技術）の成績の欄には、特に指導良好な教科があれば付記すること。

様式第6号

略

備考

- 1～5 略
- 6 学校長（所属長）の確認方法は、様式第4号の備考1と同じ。

様式第7号（第7条、第9条 第11条関係）

人物等に関する調査書

現住所  
氏名  
年 月 日生

記

1 人物

評価	指導力	責任感	判断力	誠実さ	協調性
所見					

2 身体

.....と認めます。  
上記のとおり証明します。  
年 月 日

学校長  
氏 名 印  
(所属長)  
実務証明責任者 印

- 備考 1 1の人物の評価の欄は、優れている場合はA、普通である場合はB、劣っている場合はCと記入すること。
- 2 2の身体の記載方法は、学校長の所見による就業の可否を記載すること。
- 3 学校長（所属長）及び実務証明責任者の

校に勤務する者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。

証明方法は、様式第4号の備考1及び備考2と同じ。

様式第7条の2（第7条、第9条 第11条関係）

身体に関する証明書			
氏名			
年 月 日生			
上記の者は、下記のとおりであることを証明する。			
年 月 日			
学校長（所属長）			印
実務証明責任者			印
記			
評定	視力	聴力	現在治療中の疾病
状況			

備考

- 1 学校長（所属長）の証明は、現在勤務している学校等の長又は最終学校等の長が行うものとする。
- 2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。
- 3 視力、聴力の記載方法は、就業に当たっての支障の有無を記載すること。
- 4 状況の記載方法は、学校長（所属長）の所見による身体的な就業の可否を記載すること。

様式第21号（第25条関係）

教育職員免許状原簿

免許状番号	第 号	第 号	第 号
氏名 (生年月日)	( 年 日 月 日生 )	( 年 日 月 日生 )	( 年 日 月 日生 )
身上異動			
本籍都道府県名			
教科			
根拠法令	免許法第 条 項 施行法第 条	免許法第 条 項 施行法第 条	免許法第 条 項 施行法第 条
授 与 条 件	基礎資格		
修 得 単 位 数	科目別	単 位 数	習 得 方 法
	教科に 関する 科目	単 位	単 位
	教職に 関する 科目	単 位	単 位
	教科又 は教職 に關す る科目	単 位	単 位
	養護に 関する 科目	単 位	単 位
	養護又 は教職 に關す る科目	単 位	単 位
	特別支 援教育 に關す る科目	単 位	単 位
	栄養に 係る教 育に關 する科	単 位	単 位

目	単	単	単
栄養に係る教育又は教職に関する科目	位	位	位
授与年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
書換・再交付年月日及び事由	事由 年 月 日	事由 年 月 日	事由 年 月 日
契印			
備考			

様式21号 削除

様式第21号の2 (第27条関係)

番号

授与条件

この免許状は、鳥取県においてのみ効力を有する。

右の者に教育職員免許法第五条第三項の定めるところにより左記の(教科)(事項)について(教育職員)特別免許状を授与する

記

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

(教育職員)特別免許状  
本籍(都道府県名)  
(氏) (名)

備考 略

様式第22号 (第27条関係)

(表面)

様式第21号の2 (第27条関係)

番号

授与条件

この免許状は、鳥取県においてのみ効力を有する。

右の者に教育職員免許法第五条第二項の定めるところにより左記の(教科)(事項)について(教育職員)特別免許状を授与する

記

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

(教育職員)特別免許状  
本籍(都道府県名)  
(氏) (名)

備考 略

様式第22号 (第27条関係)

(表面)

番号

(教育職員) 助教諭免許状  
本籍(都道府県名)  
(氏) 年 月 日生 (名)

右の者に教育職員免許法(第五条第六項)(施行法第一条)(施行法第二条)の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)助教諭免許状を(授与する)(有するものとみなす)  
(記)

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

(裏面) 略

番号

(教育職員) 助教諭免許状  
本籍(都道府県名)  
(氏) 年 月 日生 (名)

右の者に教育職員免許法(第五条第五項)(施行法第一条)(施行法第二条)の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)助教諭免許状を(授与する)(有するものとみなす)  
(記)

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

(裏面) 略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。